

## 規制の事前評価書

### 1. 政策の名称

証券会社の連結規制・監督の導入

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

### 3. 評価実施時期

平成 22 年 3 月 8 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ① 現状

証券会社（第一種金融商品取引業者）については、投資者保護及び市場の公正性・透明性を確保する観点から、市場仲介者としての業務運営の適切性の確保や顧客資産の適正管理等を図るために必要なものとして、証券会社自身に対する単体ベースの規制・監督が基本となっている。

##### ② 問題点

証券会社の組織の巨大化・複雑化（グループ化）が進み、当局によるグループ全体の経営管理状況やリスク状況の把握が困難な場合も存在するようになってきている。そのため、大規模な証券会社がグループ一体として金融業務を行っている場合に、当該証券会社がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることで、証券会社の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が及ぶことが懸念される。

##### ③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記の問題に対応するため、現行の単体ベースの規制・監督ではその業務やリスク等の全体像の把握が困難な証券会社について、連結自己資本規制等、連結ベースの規制・監督を制度として導入する必要がある。

#### (2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 57 条の 2、第 57 条の 3、第 57 条の 4、第 57 条の 5、第 57 条の 6、第 57 条の 7、第 57 条の 8、第 57 条の 9、第 57 条の 10、第 57 条の 11、第 57 条の 12、第 57 条の 13、第 57 条の 14、第 57 条の 15、第 57 条の 16、第 57 条の 17、第 57 条の 18、第 57 条の 19、第 57 条の 20、第 57 条の 21、第 57 条の 22、第 57 条の 23、第 57 条の 24、第 57 条の 25、第 57 条の 26、第 57 条の 27

#### (3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 一定規模以上の証券会社（第一種金融商品取引業者のうち、その総資産額が一定金額を超える者。以下、「特別金融商品取引業者」という。）について、新たに以下の措置（以下、「川下連結規制・監督」という）の対象とする。
  - ・ グループの財務情報や、グループの規制・監督の状況等に係る報告義務
  - ・ 連結ベースの事業報告義務、連結ベースの説明書類の縦覧義務
  - ・ 連結自己資本規制とそれに基づく早期是正措置
  - ・ 子会社等に対する報告徴取・検査 等
- ② 特別金融商品取引業者がグループ一体で金融業務を行っていると同認められる場合（特別金融商品取引業者が親会社による経営管理を受けている場合、又は特別金融商品取引業者の業務運営が親会社若しくは兄弟会社からの資金供給に依存している場合）には、その親会社を指定し、当該親会社（以下、「指定親会社」という。）について、以下の措置（以下、「川上連結規制・監督」という）の対象とする（ただし、特別金融商品取引業者の属するグループが他の法令や外国当局により適切な監督を受けていると同認められる場合は、上記指定を行わないことができる）。
  - ・ 連結ベースの事業報告義務、連結ベースの説明書類の縦覧義務
  - ・ 連結自己資本規制とそれに基づく早期是正措置
  - ・ 特別金融商品取引業者の業務・財務の改善に必要な措置の命令
  - ・ 特別金融商品取引業者の親会社として不適格な場合に、親会社でなくなるための措置の命令
  - ・ 自身及びその子会社等に対する報告徴取・検査 等

## 5. 想定される代替案

川下連結規制・監督は行おうが、特別金融商品取引業者がグループ一体で金融業務を行っていると同認められる場合であっても、川上連結規制・監督は行わない。親会社に起因する事由によって特別金融商品取引業者の経営に問題が発生した場合等については、今回併せて措置する特定主要株主に対する措置命令で対応することとする。

## 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

- ・ 特別金融商品取引業者について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。
- ・ 指定親会社について、連結事業報告書等の作成、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

#### ② 代替案

- ・ 特別金融商品取引業者について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。

### (2) 行政費用

① 本案

- ・特別金融商品取引業者に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、特別金融商品取引業者に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。
- ・指定親会社の指定手続きに伴う費用が発生する。また、指定親会社に対する措置命令等に伴う監督上の費用が発生する。

② 代替案

- ・特別金融商品取引業者に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、特別金融商品取引業者に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。
- ・特定主要株主に対する措置命令等に伴う監督上の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特になし

② 代替案

親会社に起因する事由によって特別金融商品取引業者の経営に問題が発生した場合等に、当該親会社に対する措置命令を可能とするだけでは、法的枠組みの下で特別金融商品取引業者の親会社を含むグループ全体の自己資本の状況についてモニタリングを行うことができず、また、兄弟会社に対して当該特別金融商品取引業者の業務・財務に関して参考となるべき報告等を求めることもできない。この結果、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、そのリスクの全体像を適切に把握することができず、当該特別金融商品取引業者が親会社や兄弟会社等からもたらされる業務・財務上の問題等によって突然の破綻に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶことが懸念される。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

特別金融商品取引業者に関して、グループ全体における業務・リスク等の全体像の把握が可能となる。これにより、当該特別金融商品取引業者が親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることを防ぎ、投資者保護の確保や、引いては金融システムの安定化に資するものと考えられる。

(2) 代替案

特別金融商品取引業に関して、当該特別金融商品取引業者とその子会社における業務・リスク等の把握が可能となる。これにより、当該特別金融商品取引業者が子会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至ることを防ぎ、投資者保護の確保や、引いては金融システ

ムの安定化に資するものと考えられる。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### (1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、特別金融商品取引業者等に対する連結規制・監督に伴う遵守費用及び行政費用が発生する。

他方、連結規制・監督の導入により、グループ全体における業務やリスク等の全体像の把握が可能となる。こうした措置を通じて、特別金融商品取引業者が親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻等に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶことを防ぐことが可能となる。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。

これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。

### (2) 代替案との比較

代替案については、本案と比較し、川上連結規制・監督に伴う遵守費用と行政費用が発生しない。

しかしながら、代替案においては、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、当該特別金融商品取引業者とその子会社等における業務・リスク等の把握は可能であるが、親会社や兄弟会社を含むグループにおけるリスクの全体像を適切に把握することができないため、当該特別金融商品取引業者が親会社や兄弟会社からもたらされる業務・財務上の問題等によって突然の破綻等に至り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムに悪影響が及ぶといった、本案の遵守費用・行政費用を上回る社会的費用が発生する可能性がある。また、便益についても、本案に比べ限定的であると考えられる。

従って、グループ一体で活動する特別金融商品取引業者について、グループ全体のリスク状況の把握を可能とする本案が適当と考える。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」（平成 21 年 12 月 9 日）において、「現在、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のうち、国際的に活動するグループについては、監督上の措置としてグループ全体での財務状況の把握等が行われているところであるが、（中略）一定の基準を満たす業者に対して、制度上明確に手当てされた連結ベースの規制・監督等を導入することについて検討が必要である。」とされている。

## 10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結

果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。